

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年5月11日

支出負担行為担当官  
参議院庶務部副部長  
会計課長事務取扱 伊藤 文靖

支出負担行為担当官  
衆議院庶務部副部長  
庶務部会計課長事務取扱 白藤 知木

## 1 業務概要

- (1) 業務名 国会議事堂本館耐震診断等支援業務
- (2) 対象施設場所 東京都千代田区永田町1-7-1 本館
- (3) 業務内容 国会議事堂本館の耐震診断等の実施に当たって、耐震判定委員会の運営等の補助を行うとともに、耐震診断等業務に関する資料の確認等、業務の実施に係る発注者支援を行う。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで。
- (5) 本業務は、入札時に「配置予定の技術者の資格及び技術力」及び「業務の実施方針等」について記述した競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。以下「申請書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院及び衆議院における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格認定において「建設コンサルタント」について認定されていること。（開札の時までに認定されたものを含む。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された、耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定を行う委員会を設置していて、その耐震判定委員会において、平成17年4月1日以降に完了した下記の実績を有すること。
  - ・鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震判定
- (5) 申請書の提出者に対する要件及び業務の実施に関する要件
  - ① 本業務の主体部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理）を再委託しないこと。
  - ② 業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）が、参議院及び衆議院の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、参議院又は衆議院から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 配置予定の技術者に関する要件

配置予定の技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

なお、配置予定の管理技術者及び主任担当技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

① 配置予定の管理技術者及び主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

なお、管理技術者と主任担当技術者は兼任してはならない。

② 配置予定の管理技術者及び主任担当技術者は、以下の同種業務又は類似業務に携わった実績を有する者であること。

1) 本業務の同種業務及び類似業務とは下記に該当するものとする。

(a) 同種業務 : 耐震診断等業務を受注した設計事務所等が当該業務を実施するに当たり、業務が的確に実施されるよう、設計事務所等の提案内容、業務の実施状況等について評価し発注者への助言等を行う業務

(b) 類似業務 : 次の①又は②の内容を満たす業務

①業務を受注した設計事務所等の提案内容や実施状況等について評価し発注者への助言を行う業務

②鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の1棟で延べ面積10,000㎡以上の建築物の耐震診断業務又は耐震改修設計業務

2) 配置予定の管理技術者の実績

(a) 同種業務又は類似業務の実績を有さなければならない。

なお、平成17年4月1日以降に業務が完了した実績とする。

(b) 記載する件数は1件とし、記載に当たっては同種業務の実績を優先する。

3) 配置予定の主任担当技術者の実績

同種業務又は類似業務の実績等については、2) (a)、(b)と同様とする。

(7) 技術提案における「業務の実施方針等」が適切であること。

(8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等取扱いについて」（平成15年4月4日議長決定）又は「衆議院所管の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年6月27日事務総長決定）に基づく指名停止を受けていないこと（業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）も含む。）。

(9) 支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法 入札参加者は「価格」及び「技術」（「配置予定の技術者の資格及び技術力」及び「業務の実施方針等」）をもって入札に参加し、「価格」が予定価格の範囲内であり、かつ(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術提案書の内容に応じ、1)及び2)の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。  
なお、技術評価点の最高点数は100点とする。
  - 1) 配置予定の技術者の資格及び技術力
  - 2) 業務の実施方針等  
技術評価点＝技術評価点の最高点数100×（技術点／技術点の満点）
- ② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。  
配点は100点とする。  
価格評価点＝配点100×（1－入札価格／予定価格）
- ③ 総合評価は、①及び②により得られた技術評価点と価格評価点を合計して得た評価値をもって行う。
- ④ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係  
電話03-3581-3111（内線74502）

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 : 令和2年5月11日から令和2年6月3日まで。  
交付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。  
交付場所 : (1)に同じ。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 令和2年5月11日から令和2年6月3日まで。  
受付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。  
提出場所 : (1)に同じ。  
提出方法 : 持参すること。

(4) 資料の閲覧

閲覧期間 : 令和2年5月11日から令和2年6月3日まで。  
閲覧時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。  
閲覧場所 : (1)に同じ。  
その他 : 2.(2)及び(4)に該当する者に対し、その申し出により閲覧させる。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 : 令和2年7月3日（金）午前10時  
場 所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16  
参議院第二別館東棟2階 営繕課・電気施設課会議室

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減及び感染拡大を防止するため、「入札手続等」に記載の「入札説明書の交付」を、返信用封筒（レターパック等）を当係に送付することにより郵送交付も対応します。希望する者は必ず事前に連絡をしてください。  
また、「申請書の提出」、「入札書の提出」についても郵送による手続を可とします。  
（いずれも、期限は厳守とします。）  
詳細は、参議院管理部営繕課契約係 TEL03-3581-3111（内線74502）に照会してください。

## 5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定の技術者の確認 落札者決定後、配置予定の技術者を配置しない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて当該資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。